

平成29年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	平成30年3月9日（金）兵庫県私学会館 206会議室		
委員	泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授） 小西 庸夫（元兵庫県代表監査委員） 松本 隆行（弁護士） 細川 明子（公認会計士） 欠席委員：池田委員		
対象期間	平成29年8月1日から平成29年11月30日まで		
事務局報告 平成29年度第2回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	908件	対象期間中の指名停止件数	4件
対象工事の契約金額合計	42,435,927千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	90.8%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	—	
	公募型一般競争入札	2件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 平成29年度第2回兵庫県入札監視委員会会議 の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等 について (平成29年8月1日から平成29年11月30日ま での入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型一般競争入札では機械器具据付工事や電気工事で、制限付き一般競争入札では一般土木工事で、指名競争入札では機械器具据付工事や電気工事で高落札率案件の比率が高いが何か理由はあるのか。 ・新たに企業チャレンジ型の総合評価が実施されたが、逆転(入札価格が最低でない者が落札した事例)はどのくらいあったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定に当たって、機械器具据付工事や電気工事の場合、見積りを徹取し、機器毎にそれぞれの最低値を用いることから落札率が高くなる傾向がある。一般土木工事では汎用性が高い材料の占める割合が高く、予定価格の算定に当たっては、市場における平均的な価格を用いている。また、業者にとっても調達工夫によるコスト縮減が可能であるため高落札率となりにくい。制限付き一般競争入札では一般土木工事の件数が多いため、件数としては高落札率のものが多くあるが、比率として高いわけではない。 ・逆転については半分ほどというのを目標としており、実際の結果も概ね半分程度である。
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議 について</p> <p>(1) 公募型一般競争入札 ア 東播磨県民局(加古川土木事務所)発注 加古川小野線東播磨道北工区(仮)雁戸井 跨道橋工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・π型ラーメン橋という特殊な橋梁であるため、専門業者であれば正確に積算できたと思われるという説明があったが、落札率100%で受注した業者はゼネコンではないのか。 ・この橋梁はどこまでが上部工なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者はPC橋梁の工事实績が全国第3位で、橋梁が得意な業者である。東日本大震災復興に人手を取られていることなどから、あえて競争せず、予定価格ぎりぎりでお札した可能性が考えられる。 ・一体のものなので、斜めの橋脚までが上部工である。
	<p>イ 警察本部(会計課)発注 通信指令システム用大型映像表示システム 更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札は1者だけだったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応札は1者である。他に2者が参加の意思を持って仕様書の確認には来ていたが、最終的には工期内の施工完了が確約できない等の理由で応札を見送った。

<p>(2) 制限付き一般競争入札 ア 淡路県民局（洲本土木事務所）発注 洲本港沈下対策工事（2工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割発注は受注機会の確保の観点からと思われるが、どのように考えて分割したか。 ・それぞれの工区で落札率に差が生じているのはなぜか。 ・応札した業者の中で辞退している業者がいるが、理由は何か。 ・発注工事の絶対数が減る中、今回の工事のように多くの入札辞退者が出るのはなぜか。 ・予定価格算定のプロセスが分かるモデル資料のようなものはないのか。 本件のようにかなり乖離している案件については、もう少し説明をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の護岸の形式が違うところで分割した。 ・2工区は鋼矢板の防食や化粧塗装のように見積りを取るものが多く、見積りのばらつきを低めに見積って失格したものと思われる業者が多く、結果として落札率が高くなった。 ・同時期に入札した他の工事の落札候補者となり、技術者の配置ができなくなったためである。 ・この時期、約100件の工事を発注したことから、入札参加を申し込んだ後で、傭船や技術者を手配できるかを検討して実際に入札する工事を選ぶなど、各社の総合的な判断により辞退となったと思われる。 ・積算担当部局に確認し、どのような資料を提示できるか検討上、改めて相談させていただきたい。
<p>(3) 指名競争入札 ア 北播磨県民局（加東土木事務所）発注 加古川水系加古川防災大野山局他多重無 線設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札辞退者が13者と多くなっているが理由は何か。 ・高落札率だが、施工箇所が3箇所に分かれているなど施工困難な案件なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の機器を使いながら更新工事を行う必要があるため、既設システムの全般を理解していないと、それらの設定変更や調整に日数や費用がかかるため辞退したと思われる。 ・3箇所の現場は車で行けるところではある。高落札率の理由は機器費が9割を占めていることによるとと思われる。
<p>(4) 随意契約 ア 東播磨県民局（加古川土木事務所）発注 泊川水系泊川泊川排水機場ポンプ設備整 備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者の見積りによって予定価格を算定したということであるが、それでは予定価格の合理性の裏づけが取れていないと言わざるを得ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約であっても、通常は3者以上から見積りを徴取し、予定価格を算定している。今回のような特殊なもの場合は単独の見積もりになる。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 	